

Title	〈非行少年〉の消滅：個性神話と少年犯罪
Author(s)	土井, 隆義
Citation	大阪大学, 2004, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/45989
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について〈/a〉をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	と 井 たかよし
博士の専攻分野の名称	博 士 (人間科学)
学位記番号	第 19013 号
学位授与年月日	平成 16 年 9 月 24 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文名	〈非行少年〉の消滅—個性神話と少年犯罪—
論文審査委員	(主査) 教授 川端 亮
	(副査) 教授 厚東 洋輔 教授 牟田 和恵

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、三部の構成となっている。第Ⅰ部では、少年犯罪の現状分析を行ない、その現代的な特徴を解明する。続く第Ⅱ部では、その特徴を生み出した社会的背景の分析を行なう。そこから、現代日本に特有の後期近代性が浮かび上がってくる。最後の第Ⅲ部では、そのような少年犯罪に対して、社会の側は、これまでどのように対応してきたのか、さらに今後はどのように対応していくべきなのかについて考察を行なう。以下に、各部の内容を概観する。

第Ⅰ部の「少年犯罪をめぐる虚と実」では、さまざまなデータにもとづいて昨今の少年犯罪の実態を詳細に検討し、その特徴を明らかにする。第 1 章では、凶悪犯罪を起こした近年の少年たちは、一般に流布している言説の推定に反して、じつは凶悪化などしていないことを明らかにする。しかし、続く第 2 章で、従来の逸脱キャリア型の少年犯罪が激減したために、いわゆる暴発型の少年犯罪が目立つようになっており、それが凶悪化のイメージを創り出していることを明らかにする。第 3 章では、その暴発型の少年犯罪の現代的な特徴を、少年たちの社会的性格のなかに具体的に探る。そして、第 4 章で、その社会的性格がいかに現代社会のあり方と密接に関わっているかについて考察を行なう。

第Ⅱ部の「『自分らしさ』を煽る社会」では、第Ⅰ部で得られた知見をふまえ、近年の少年犯罪の特徴が、いわゆる「個性的な自分」を内閉的に希求するという現代の若者たちのメンタリティを忠実に反映したものであることを明らかにする。第 5 章では、「本当の自分らしさ」を追求する若者たちのメンタリティの機制を、具体的な現象に依拠しながら解明する。第 6 章では、そのメンタリティがいかに現代の日本に特有のものであるかについて、わが国の歴史的な背景から説き起こす。そして、その日本独自のメカニズムが、いかに現代の少年たちを拘束しているのかを具体的に検討していくのが、続く第 7 章である。学校の現場で進行している個性化教育が、いかなる意味を有しているのかについて考察する。最後の第 8 章では、教育アスピレーションと化した個性志向のもたらす絶えざる焦燥感が、直接的に具現化された特殊なタイプの少年犯罪について検討を行なう。それらは、きわめて特殊な事例ではあるものの、そこに現代社会の文化的な特徴がよく表われていると考えるからである。

第Ⅲ部の「〈非行少年〉の消滅と少年法」では、以上のような特徴を有する昨今の少年犯罪に対し、これまで社会の側はいかに関わってきたのかを明らかにし、さらに今後はいかに関わっていくべきかを検討する。第 9 章では、少年犯罪に対する近年の厳罰化要求がどこから生まれているのかについて、パレンス・パトリエの理念の抱える潜在的機能を振り返りながら検討する。続く第 10 章では、今回の少年法改正がいかなるダイナミクスによってもたらされ、それはどのような社会的含意を有しているのかについて、犯罪被害者の救済問題と関わらせながら論じる。次の第 11

章では、その背景となってきた非行少年というカテゴリーの崩壊過程を考察する。そこには、少年犯罪の原因観をめぐる大きな地殻変動が見出せる。そして、最後の第 12 章で、もはや非行少年たりえなくなった少年犯罪者たちが、社会のリスク要因たる異常な少年として捉えられるようになってきた様相を分析の対象とする。それは、近年の少年司法で大きな脚光を浴びつつある修復的司法のあり方について、新たな視点から考察をしておすことでもある。

以上の概観から明らかなように、本論文は、近年の日本に見受けられる少年犯罪の特徴を、後期近代社会に特有の社会的性格の表われとして論じたものである。現在の少年たちが置かれている社会的状況の分析に研究の焦点を絞り、その状況を創出しているメカニズムの解明をとおして、この時代に特有の少年犯罪の性質を探るものである。すなわち、本論文は、少年犯罪が引き起こされる原因を探ろうとするものではない。あくまでも、現在の少年犯罪に特徴的な性質とは何か、それを解明していこうとするものである。

もちろん、その性質には、現代社会に固有の要因が作用しているわけであるから、広い意味での社会的原因論といえなくもない。しかし、それは、ある少年がある犯罪に手を染めたのはなぜなのか、その個人的な動機を解明していくこととはまったく次元の異なったものである。本論文は、犯罪の起きる原因を個々の動機のなかに探るという意味での原因論ではなく、犯罪の性質が変容した原因を社会のなかに探るという意味での原因論なのである。

学位申請者は、犯罪という社会現象を解明するにあたって、個人的な原因を追求していく姿勢には、いささか懐疑的である。なぜ、多くの少年は犯罪などと無関係なのに、ある少年だけが犯罪にコミットしてしまったのか、その個人的な動機を探ることは、いわば直接的な「きっかけ要因」の解明とはなりえても、本質的な原因の究明とはならないように感じられるからである。そのような個人的原因論では、他の少年ではなく、なぜその少年が犯罪者となってしまったのか、その理由を説明することはできても、時代状況が変動していくにつれ、なぜあるタイプの少年犯罪が、統計的な規模で増えたり減ったりするのかを説明することはできないからである。

そもそも、個人的な原因には、多くの偶有性が秘められている。さまざまな偶然性の無限の積み重ねが、ある少年を他の少年と徐々に分かれ、結果的に犯罪行為へと追い込んでいたとしたら、その個々の要因を逐一あげつらっていたとしても、たまたまその少年が陥穽に落ちてしまったプロセスを説明することにはなりえようが、なぜそこに陥穽が存在していたのか、その理由を解明することにはならないだろう。

なにか個別具体的な事象に少年犯罪の原因を帰属させ、そこに責任を押しつけ、いくらそれを非難したところで、社会的な陥穽の存在という根本原因の改善に手がつけられないかぎり、またいずれ誰か別の少年が、その陥穽に落ちこんでしまうことだろう。私たちは、性急な対策に走ろうとせず、その逸る心を抑え、むしろ現在の少年たちの置かれている社会状況を詳細に検討することから作業を始めなければならないのである。

したがって、本論文は、少年犯罪の原因としてよく語られる家族関係の問題などにはいっさい触れていない。家族関係の個別的な問題をいくら見つめても、それは、それぞれの家族の差異を明らかにするだけで、現在の家族が共通に置かれている問題状況の解明にはつながらないと考えるからである。むしろ、本論文がめざすのは、少年犯罪を、ある種の文化的なタイプとして描き出すことである。すなわち、現代の少年犯罪の特徴を、現代社会の文化のあり方のなかに探ろうとすることである。

本論文で扱っているさまざまな変数は、多くの少年たちに共有されているものであるから、いわゆる原因としては意味をなさない。でなければ、みんな犯罪者予備軍だという馬鹿げた話になってしまう。そうではなくて、それらの変数は、現代の少年たちのパーソナリティを特徴づけ、それゆえに、現代の少年犯罪を、過去のそれとは質的に分かつものなのである。

なぜ、現代の少年犯罪には、過去には見られなかった特徴が表われているのか。それは、個々人の動機から説明することはできない。犯罪に手を染めた個々の少年たちの事情は、それぞれ違うはずなのに、それにもかかわらず、彼らの犯罪には、この時代に特有の共通性を見出すことができる。したがって、それは、個々の少年たちの動機に還元することはできない。集合現象として存在している性質は、集合現象のレベルで解明せねばならないのである。それが、少年犯罪を文化のタイプとして扱うということの含意である。

論文審査の結果の要旨

本論文は、現代日本の少年犯罪の特質を、心理的な動機と、少年たちのおかれている社会状況とのインターアクションの中から浮かび上がってくる一つの特徴的な「文化的なタイプ」として描出することを目的とする。

そこで明らかになるのは、「非行少年」という概念がもはや成り立たなくなっていることである。「非行」は、社会学の逸脱論では、ある階層、ある集団による少年への不適切な社会化を意味してきたが、その場合前提にされていたのは、まず社会があり、その社会が子どもを社会化するということであつた。しかし、現代日本にあつては、集団で徒党を組み非行サブカルチャーを学習するという、悪なる社会化の帰結としての犯罪は減少しており、この意味で「非行」概念は成立しなくなっている。さらにまた、この社会化を行う社会のリアリティの喪失に伴い、未熟な精神の形成は、社会のせいではなく本人の責任であるという社会通念が形成される。少年は一人前の大人と見なされ、人格や個性は社会化の産物ではなく、早くから本人に備つた内発的素質であると見なされる。こうして、成熟した大人/未熟な少年、という概念的区別も消滅する。保護されるべき非行少年の消滅に伴い、刑罰と区別される少年法に対する必要性が希薄になり、長年論議されてきた少年法改正が実現されたのである。

本論文が依拠するデータは、官公庁の統計資料と少年犯罪にたずさわる実務家の言葉であり、オリジナルなものではない。しかし、様々な資料の断片を包括的に読み込み整合化して、有意味な文化タイプを構成したのは本論文の功績である。文化タイプに係わらせることにより、金目当て、怨恨などを動機とする大人の犯罪に対して、きわめてわかりにくいがゆえに単なる凶悪化として糾弾されがちな少年犯罪の背景は、個性化への飽くなき欲望とそこから生じる生きづらさ、として解釈可能となるのである。

文化社会学の視点から現代日本の少年犯罪を包括的に論じた作品として、本論文は博士（人間科学）の学位を授与するに十分に値するものと判定した。